

第3回 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会 議事録

日時：平成29年10月16日（月）13：30～15：00

場所：坂出市水道局3階大会議室

1 開会

2 議事

(1) 高齢者人口等の推計について

(2) 介護サービス給付費の分析と今後の考えについて

(3) 介護サービス事業者ヒアリング調査結果報告について

(4) 生活支援体制整備事業について

3 その他

4 閉会

【配布資料】

- ・資料1：高齢者人口と要介護認定者の推計について
- ・資料2：介護（予防）サービス給付費の分析と今後の考えについて
- ・資料3：坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画等策定に係る事業者・法人アンケート調査結果報告書
- ・資料4：坂出市における生活支援体制整備事業のとりくみについて

【別途資料】

- ・坂出市在宅介護実態調査結果報告
「認知症自立度別のサービス未利用の理由」

○事務局 定刻がまいりましたので、第3回坂出市高齢者福祉計画等策定協議会を開催させていただきます。本日は委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、また足元の大変悪い中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。（委員1名欠席）

それでは議事に入ります前に、予めご送付させていただいておりました資料について確認させていただきたいと思っております。本日お持ちになっていないかたはいらっしゃいますか。

まず「本日の会の次第」、「資料1：高齢者人口と要介護認定者の推計につい

て」、「資料 2：介護（予防）サービス給付費の分析と今後の考えについて」、「資料 3：坂出市高齢者福祉計画および第 7 期介護保険事業計画等策定に係る事業者・法人アンケート調査結果報告書」、「資料 4：坂出市における生活支援体制整備事業のとりくみについて」、それと本日机上に配布させていただきました別紙「認知症自立度別のサービス未利用の理由」、以上不足のものはございませんでしょうか。

それではこれからの議事進行につきましては、本会設置要項に基づきまして会長をお願いいたします。

○会長

皆さん、こんにちは。お足元の悪い中ありがとうございます。それでは第 3 回の策定協議会を進めさせていただきたいと思っております。本日も委員の皆様の闊達なご意見をいただければと思っております。

それでは会次第に従いまして議事を進行させていただきますが、議事の説明に入る前に、第 2 回の策定協議会において、「在宅介護実態調査結果報告」の中で、本人がサービスの利用を希望していない理由について、現状としては本人がサービスを希望しないということはよくある中、認知症の人にも多いと思われるため、認知症の人のデータもあればよかったというご意見を委員からいただきました。このことについて事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは事務局より説明させていただきます。第 2 回の策定協議会の議事「坂出市在宅介護実態調査について」の中の、別添資料「坂出市在宅介護実態調査報告書」におきまして、認知症自立度別のサービス未利用の理由があった方がよいのではないかというご意見を委員よりいただいております。これに関しまして、前回は要介護度別のサービス未利用の理由のみを提示させていただきましたが、「坂出市在宅介護実態調査報告書」におきましては、元々の調査数が少なかったことから、こういった何種類かのクロス集計をかけたことにより、より一層サンプル数が少なくなってしまう、その結果、省いた可能性があるという説明をさせていただきました。

実際その通りでございまして、この別紙の部分については一旦資料を作っていましたが見ていただいたら分かるように、一番最後にありますが、自立度 + I の回答数が 23 人、自立度 II の回答数が 7 人、III 以上の回答数がゼロでございましたので、正しい坂出市の状況がこの調査の結果の中に表れているかどうかというのを疑問視いたしまして、省かせていただいたところでございます。

内容に関しましては見ていただいたら分かりますように、「本人にサービス利用の希望がない」が、自立度 + I に関しては 47.8%、自立度 II に関しては 85.7% でございました。なお、「以前利用していたサービスに不満があった」という回答につきましても、自立度 II に関しましては 14.3% の回答がございました。

以上報告させていただきます。

- 会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。
- 委員 「利用していたサービスに不満があった」が 14.3%いますが、人数だと 1 人だけということですか。
- 事務局 そうなります。
- 会長 他にはよろしいでしょうか。
- それでは議事を進めさせていただきます。議事 1 「高齢者人口等の推計について」事務局から説明をお願いします。

【資料 1 説明】

- 会長 ありがとうございます。ただ今事務局から議事 1 について説明がございました。ご質問等ございますでしょうか。少し私の方から補足させていただきますと、人口推計の話がありましたけれども、人口推計にはいろいろな手法がございます。坂出市も過去の人口等についてもそれらの方法でどれが一番過去の人口に適しているかということを検証してもらったところ、先ほど説明があったコーホート要因法というのが特に高齢者に関しては、ほぼ 1%以内の誤差で数字が出てきているという実績がありましたので、ここでもコーホート要因法に基づいて人口推計を行ったということになっております。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではまたご質問がありましたら、最後のところでいただければと思います。
- それでは議事 2 「介護サービス給付費の分析と今後の考えについて」事務局から説明をお願いします。

【資料 2 説明】

- 会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。
- 委員 15 ページの定期巡回・随時対応型訪問介護看護のところでお聞きします。24 時間対応の訪問介護，訪問看護を受けられるということですが，24 時間対応してもらえる医療機関は確保できているのでしょうか。
- 事務局 現在，定期巡回・随時対応型をされている事業所が松寿会と敬世会になっております。医療機関の方は，基本的にはそのかたがかかっている病院になります。また，かかりつけの病院がないかたは，どちらの事業所も医師との連携はとれているので，対応できると思います。
- 会長 他にいかがでしょうか。
- 委員 今の件について補足をいたしますと，大体の場合，介護を受けておられるかたは主治医がいます。主治医の中には，訪問診療所を行い，在宅療養支援診療

所の資格を持っている場合があります。その場合、24時間対応が決められているルールですので、いくつかの訪問診療を行っている病院がお互いにカバー合って24時間対応します。訪問診療を行い状態が悪いときには、主治医へアポイントをとって、主治医が来るというのが基本です。

○会長 ありがとうございます。他に何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではまた、最後のほうでお伺いしますのでそのときに質問等がありましたらお願いします。それでは議事3「介護サービス事業者ヒアリング調査結果報告について」事務局から説明をお願いします。

【資料3説明】

○会長 ありがとうございました。ただ今の事業者法人アンケートについてご質問あるいはご意見等ございましたらお願いします。

○委員 7ページの介護医療院という新しいコンセプトですが、これは今までの医療の療養型病床もしくは介護の療養型病床とどういうふうに違って、保険適用としては両方適用するということなののでしょうか。

○事務局 まだはっきりしたものは出ていませんが、あくまで介護保険の施設という位置付けというふうに聞いておりますので、おそらく医療療養型の一部の人員基準などを緩和した形での事業開始になるかと考えております。

○委員 介護医療院というのは元々、医療療養型病床にあるものが、ある程度の条件等々を満たした場合、介護保険の中に適用する、介護保険そのもので養うというふうに理解したらいいですか。

○事務局 そのご理解で間違いないと思います。医療療養型病床の転換のみでなくて、今現在ございます介護療養型病床に関しましても、すでに何年も前から廃止が決まっていたんですが、なかなかそれが進まず、この介護医療院という新しい介護保険の施設形態を作って、転換先の一つの選択肢としていると聞いております。ただこの介護医療院は2種類程度設けまして、人員を多く配置しているものと、人員を緩めに配置しているものに分かれるという話は聞いております。

○委員 医療費がどんどん膨大になって、医療保険上の問題もありますが、介護保険の場合は各郡市で介護保険の保険料を決めないといけない。つまり介護保険の給付費が膨大になれば、市民から多く保険料を徴収するというシステムになっているので、そちらの方へ移行しようという意図が見えてきます。これから施設が増えれば、結局施設に通うようになり介護保険の利用が増える。国の政策にも問題があるのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。他に何かご意見ご質問等ございますか。

○委員 資料3の4ページから6ページあたりまでの介護サービス事業所の利用状況の中には、坂出市の被保険者と坂出市以外の被保険者を分けておられますが、

これを見ると私たちは日本中どこでも自由に施設に入れるのかと思うのですが、坂出市としては、そういうふうな縛りはあるのでしょうか。

○事務局　ご指摘いただきましたように、できれば市内にある事業所、施設に関しては市民のかたに利用していただきたいというのは確かにありますが、坂出市内の被保険者が事業所、施設等を使うとそれだけ給付費が上がります。給付費の22%は坂出市の第一号被保険者の保険料で賄うということでございますので、保険料自体の上昇にもつながっていきます。こちらといたしましても、利用促進をしたいが、保険料も抑えたいという両面がございまして、難しい部分がございます。

ただ4ページにございますような施設に関しては、市外のかたでもご利用いただけます。例えば施設、事業所の場所によりまして、市内のかた、市外のかたの利用状況は変わってきます。5ページから6ページの地域密着型サービスに関しましては、坂出市が指定を行う代わりに、原則的には坂出市のかたしか利用できない事業所もしくは施設ということになっております。

○委員　先ほど「原則的には」と言われましたが、例外があるのですか。

○事務局　いろいろ例外事項はありますが、例えば坂出市内の地域密着型のある事業所のみで行っている形態のサービス、他ではしていないサービスで、市外のかたがそれを利用したい、もしくはそれでなければいけないような理由があった場合は、こちらが了承したうえで、本来の指定ではなく、みなし指定という形で、そのかただけが利用できるようにするというケースもございます。

○事務局　今、説明があったことに加えて、住所地特例で市内のケアハウスとか、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホームに、住所を移して住んでいるかたは、地域密着型の通えるサービスの小規模多機能型居宅介護であったり、認知症対応型通所介護、地域密着型デイサービスといったものが利用できます。施設とか居住系のグループホームは、住所地特例者であっても利用できません。坂出市の普通の住宅で生活されている方が対象になります。

○会長　他にはいかがでしょうか。それでは続きまして議事4「生活支援体制整備事業について」事務局から説明をお願いします。

【資料4説明】

○会長　ありがとうございました。ただ今の説明につきまして何かご意見ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それではその前の議題1から3までで何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

○委員　資料1の「高齢者人口と人口推計」ですが、減少を見ていると非常に寂しいものがございます。坂出市の総合計画があると思いますが、その人口推計との整合性についてどのようになっているかお伺いいたします。

- 事務局　人口推計について市の総合計画との整合性でございますが、本来は整合性をとらなければならないところではございますが、実際の坂出市の人口形態等も日々変わっておりますので、またこの介護保険事業計画に関しましては、最終的に介護保険料、先ほど申しましたように、市内の第一号被保険者の方が利用した介護保険サービスの給付費の22%は必ず市内の第一号被保険者の方の保険料でまかなうというふうに法律で決まっております。その金額にも関わってくる問題でございますから、できるだけ直近の、必ずこれが正確というものではございませんが、できるだけ誤差の少ないような推計をもって、今後そういったものの計算等をして、皆様のほうにもご提示していかなければいけないと思っております関係上、総合計画との推計とは若干ずれた数字にはなってくると思います。
- 会長　よろしいでしょうか。他に何かご質問等ございますでしょうか。それでは他にないようですので、議題の「その他」について事務局から何かありますか。
- 事務局　ここまでいろいろ貴重なご意見いただきましてありがとうございます。次回の第4回策定協議会についてでございますが、次回は11月20日（月）に予定いたしております。開催案内につきましては、また文書にてご案内させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。
- 会長　ありがとうございます。他に委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他にないようですので、本日の会議は以上で終了させていただきたいと思ひます。どうもありがとうございます。